

改正特許法の全貌と核心

～（平成23年6月8日公布・法律第63号）の解説～

日時
平成23年9月9日（金）
10時～16時10分（開場9時30分）

「特許法等の一部を改正する法律案」は、平成23年5月31日に可決・成立し、6月8日に法律第63号として公布されました。この改正は、近年、技術の高度化・複雑化や経済のグローバル化を背景とするオープン・イノベーションの進展による知的財産活用の重要性の高まり等知的財産制度を取り巻く環境が大きく変化していることを受けて、このような環境変化に対応し、イノベーションを通じた我が国経済の成長および国際競争力強化に貢献する観点から、知的財産制度を整備することを目的としたものです。

本セミナーでは、特許庁工業所有権制度改正審議室において法制専門官として立法作業を担当した講師が、多岐に渡る本改正の内容について詳しく解説いたします。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

（財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：

弁護士法人

北浜法律事務所東京事務所 弁護士
前 特許庁工業所有権制度改正審議室
法制専門官

栗山 貴行 氏

2002年立命館大学法学部卒業。2004年
弁護士登録（57期）。2010年6月から2011
年6月まで特許庁工業所有権制度改正審
議室法制専門官。現在、弁護士法人北浜
法律事務所東京事務所。

場 所： 銀座会議室(三丁目)2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル


（東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口より徒歩約2分）

参加料：各1名につき（資料代・消費税込）

特別会員	普通会员・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

アジェンダ

- 1 通常実施権対抗制度の見直し～当然対抗制度の導入～
- 2 冒認出願又は共同出願違反の出願に係る救済措置の整備
- 3 紛争の効率的・適正な解決のための紛争処理制度の見直し
 - (1) 審決取消訴訟定期後の訂正審判の請求の禁止と審決予告制度の新設
 - (2) 審決の確定の範囲等に係る規定の整備
 - (3) 無効審判の確定審決の第三者効の見直し
 - (4) 侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審等の制限
- 4 ユーザーの利便性向上のための措置
 - (1) 特許料金の見直し
 - (2) 新規性喪失の例外規定の見直し
 - (3) 特許法条約(PLT)との整合に向けた救済措置の導入

最新のセミナー情報がご覧になれます http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm	経済産業調査会 セミナー	検索 
--	--------------	--

「改正特許法の全貌と核心」参加申込書 (H23. 9. 9開催)

ご所属名	電話	
	F A X	
	E-mail	
ご住所 〒		
参加者 お名前	部署名	
お名前	部署名	
お名前	部署名	
備考欄		
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881